

平成30(2018)年度 奨学金等 制度ガイド

○奨学金・就学支援金とは

奨学金とは、進学に必要な能力と意欲をもつ子どもたちが家庭事情や経済的理由により進学をあきらめることなく、自らの能力や適性等にあった進路を自由に選択できるよう経済的に支援していく制度です。奨学金には、給付型、貸与型など様々な制度（P2～P3参照）があります。

就学支援金は、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を国が支援する制度です。また、大阪府では、国公立高校と同様に大阪府内の私立高校等についても、自由に学校選択できる機会を保障するため、私立高等学校等授業料支援補助金を交付することにより、私立高校等の授業料が無償となるよう支援しています。（P4参照）

○奨学金等制度説明会を開催します

高等学校等へ進学を希望される生徒及び保護者の方を対象とした奨学金等制度説明会・相談会を次の日程で開催します。説明会では、各種奨学金制度の情報提供や就学支援金制度について説明をします。

説明会終了後、個別相談を行います。

申込みは不要です。各回とも内容は同じですので、ご都合のよい会場に参加してください。

（受付は開始時間の30分前から行います。）

※手話通訳等が必要な方は、実施日の1か月前までに下記問合せ先にご連絡ください。

《奨学金等制度説明会・相談会 日程》

回	実施日	開催時間	会場	回	実施日	開催時間	会場
1	8/24(金)	19～20時	難波市民学習センター（第2研修室） 浪速区湊町1-4-1 OCATビル4階	13	9/4(火)	14～15時	東淀川区民会館（会議室1） 東淀川区東淡路1-4-53
2	8/26(日)	12～13時	東住吉区役所（3階会議室）※1 東住吉区東田辺1-13-4	14	9/5(水)	14～15時	東成区民センター（集会室601・602） 東成区大今里西3-2-17
3	8/28(火)	14～15時	西区民センター（第4会議室） 西区北堀江4-2-7	15	9/6(木)	14～15時	平野区民センター（会議室3・4） 平野区長吉戸5-3-58
4	8/28(火)	19～20時	住之江会館（大会議室） 住之江区南加賀屋3-1-20	16	9/7(金)	14～15時	阿倍野区民センター（集会室1） 阿倍野区阿倍野筋4-19-118
5	8/29(水)	14～15時	天王寺区民センター（第2・3会議室） 天王寺区生玉寺町7-57	17	9/7(金)	19～20時	生野区民センター（301会議室） 生野区勝山北3-13-30
6	8/30(木)	19～20時	福島区民センター（301・302会議室） 福島区吉野3-17-23	18	9/10(月)	14～15時	西淀川区民会館（第1・2会議室） 西淀川区大和田2-5-7
7	8/31(金)	14～15時	此花区民ホール（第4会議室） 此花区四貫島1-1-18	19	9/10(月)	19～20時	城東区民センター（大会議室1・2） 城東区中央3-5-45
8	8/31(金)	19～20時	鶴見区民センター（集会室1・2） 鶴見区横堤5-3-15	20	9/11(火)	14～15時	西成区民センター（会議室2-1） 西成区岸里1-1-50
9	9/1(土)	13～14時	ゆめホーム（ゆめ）かなえる 港区民センター（椿）※2 港区弁天2-1-5	21	9/11(火)	19～20時	北区民センター（第1・2会議室） 北区扇町2-1-27
10	9/2(日)	12～13時	住吉区民センター（集会室4）※3 住吉区南住吉3-15-56	22	9/13(木)	14～15時	大正会館（第4・5会議室） 大正区千島2-6-15
11	9/3(月)	14～15時	旭区民センター（集会室1） 旭区中宮1-11-14	23	9/14(金)	14～15時	淀川区民センター（第1会議室） 淀川区野中南2-1-5
12	9/3(月)	19～20時	都島区民センター（会議室4） 都島区中野町2-16-25	24	9/18(火)	19～20時	中央区民センター（第2・3会議室） 中央区久太郎町1-2-27

※1: 8/26の東住吉区会場については、同区役所3階区民ホールで開催される東住吉区高校進学相談会（13時～16時）と同日開催となります。

※2: 9/1の港区会場については、同区民センターで開催される港区5中学校合同高校説明会（10時～14時30分）と同日開催となります。

※3: 9/2の住吉区会場については、同区民センター大ホール・小ホールで開催される住吉区高校合同説明会（10時～14時）と同日開催となります。

○奨学金等制度についての相談窓口

※学校経営管理センターは平成30年8月に移転します。

大阪市教育委員会事務局 学校経営管理センター
事務管理担当（奨学費・進路支援グループ）

電話相談 月～金 9:00～12:00、13:00～17:30

個別専門相談 月～金 9:30～12:00、13:00～17:00

※個別専門相談は事前連絡（予約）のうえ、お越しください

電話 06-6575-4646

FAX 06-6575-5280

8月10日
(金) まで

8月13日
(月) から

電話 06-6115-7651

FAX 06-6115-8170

〒552-0007

大阪市港区弁天1-2-1-1100 大阪ペイタワーオフィス11階

最寄り駅: Osaka Metro 中央線・JR大阪環状線「弁天町」

〒557-0014

大阪市西成区天下茶屋1-16-5 もと今宮小学校

最寄り駅: Osaka Metro 四つ橋線「花園町」、堺筋線「天下茶屋」
南海高野線「萩ノ茶屋」、阪堺電軌阪堺線「今船」

高等学校等へ進学のための主な奨学金等制度(概要)

1 大阪府「奨学のための給付金」・大阪市奨学費(給付型)

名称及び問合せ先	資 格	給 付 額 等																						
大阪府 国公立 高等学校等 私 立 高等学校等 「奨学のための給付金」 ・府民お問合せセンター ピピッとライン 電話(06)6910-8001 ・大阪府教育庁 【公立】施設財務課 【私立】私学課 奨学のための給付金担当 電話(06)6941-0351(代表)	毎年7月1日時点において、次の①～④の要件を、全て満たしていること ※1 ① 保護者等(親権者全員)の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税、もしくは生活保護(生業扶助) 受給世帯であること ② 保護者等(親権者全員)が、大阪府内に在住していること ※2 ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと 〔大阪府外の高等学校等も対象です。なお、休学者が当該年度の3月1日までに復学した場合は、給付対象となります。〕 ④ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること 〔平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。〕 ※1 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合はこの給付金の対象となりません。 ※2 保護者等(親権者)のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対して奨学のための給付金を申請しない場合に限り、大阪府に申請できます。	1 生活保護(生業扶助)受給世帯に扶養されている生徒 <table><tr><td>国公立</td><td>全日制・定時制・通信制</td><td>32,300円</td></tr><tr><td>私立</td><td>全日制・定時制・通信制</td><td>52,600円</td></tr></table> 2 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割非課税世帯の生徒で3に該当しない場合 <table><tr><td rowspan="2">国公立</td><td>全日制・定時制</td><td>80,800円</td></tr><tr><td>通信制</td><td>36,500円</td></tr><tr><td rowspan="2">私立</td><td>全日制・定時制</td><td>89,000円</td></tr><tr><td>通信制</td><td>38,100円</td></tr></table> 3 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割非課税世帯の生徒で、生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が(a)(b)のいずれかに該当する場合 ※1、※2、※3 (a) 兄・姉が高等学校等に在学する場合 (b) 兄弟姉妹が、15歳以上23歳未満で中学校や高等学校等(全日制・定時制)に在学していない場合 <table><tr><td>国公立</td><td>全日制・定時制</td><td>129,700円</td></tr><tr><td>私立</td><td>全日制・定時制</td><td>138,000円</td></tr></table> * 通信制は、2と同額 ※1 働いていないこと。(収入が扶養の範囲内の方は除く。) ※2 年齢及び扶養者の状況は、申請年度の7月1日時点で判断します。また、扶養者は健康保険証の組合員氏名が保護者等(親権者)であることで確認します。 ※3 当該兄弟姉妹は申請者(親権者)に扶養されていることが必要です。養子縁組していない再婚相手や祖父母等、申請者(親権者)以外に扶養されている場合は、上記の兄弟姉妹には該当しません。	国公立	全日制・定時制・通信制	32,300円	私立	全日制・定時制・通信制	52,600円	国公立	全日制・定時制	80,800円	通信制	36,500円	私立	全日制・定時制	89,000円	通信制	38,100円	国公立	全日制・定時制	129,700円	私立	全日制・定時制	138,000円
国公立	全日制・定時制・通信制	32,300円																						
私立	全日制・定時制・通信制	52,600円																						
国公立	全日制・定時制	80,800円																						
	通信制	36,500円																						
私立	全日制・定時制	89,000円																						
	通信制	38,100円																						
国公立	全日制・定時制	129,700円																						
私立	全日制・定時制	138,000円																						
大阪市奨学費 ・大阪市教育委員会事務局 学校経営管理センター 事務管理担当 (奨学費・進路支援グループ) 電話 8月10日(金)まで (06)6575-4649 8月13日(月)から (06)6115-7641 http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000308343.html	経済的理由のために、高等学校、中等教育学校後期課程又は高等専門学校(専攻科及び別科を除く)への修学が困難な生徒で、毎年7月1日現在、以下の全ての要件を満たしていること ① 高等学校等に在学する生徒 ② 本市の区域内に住所を有する生徒 ③ 市民税非課税世帯(生活保護世帯は除く)に属する生徒、または児童養護施設入所者及び里親に委託されている生徒 ④ 学業が優良で、生活の全般を通じて行いの善良な生徒	○奨学費支給上限額(年額) <table><tr><td>第1学年に属する生徒 (当該年度中に入学した者に限る)</td><td>107,000円 ※</td></tr><tr><td>上記以外の生徒</td><td>72,000円 ※</td></tr></table> ※大阪府高等学校等奨学のための給付金の支給要件を満たす場合、同給付金を控除した金額が支給上限額となります。 ※大阪府以外の「給付型奨学金」を受給する方は、併給調整を行います。 ○申請時期 在学する高等学校等を通じての申請となります。 6月初旬～7月1日まで ○請求に際しては、領収書等の原本が必要となります。	第1学年に属する生徒 (当該年度中に入学した者に限る)	107,000円 ※	上記以外の生徒	72,000円 ※																		
第1学年に属する生徒 (当該年度中に入学した者に限る)	107,000円 ※																							
上記以外の生徒	72,000円 ※																							

2 大阪府育英会 (貸与型)

名称及び問合せ先	資 格	貸 与 額 等
大阪府育英会奨学金貸付 ・公益財団法人大阪府育英会 採用貸付課 電話(06)6357-6272 http://www.fu-ikuei.or.jp	保護者が大阪府民であって、下記所得基準(保護者所得合算)を満たし、高等学校等に進学を希望し、又は在籍する生徒 【所得基準】 ① 奨学資金 ・国公立・私立とも 市町村民税所得割額 251,100円未満(年収めやす 800万円未満) ・私立のみ 市町村民税所得割額 251,100円以上347,100円未満 (同800万円程度～1,000万円程度) ② 入学時増額奨学資金 ・国公立・私立とも 市町村民税所得割額 154,500円未満(同590万円未満) ※年収めやすは、父母、子ども2人(高校生1人と中学生1人)の4人世帯の場合の一例です。	○奨学資金(無利子) 貸付限度額 ・国公立・私立とも 授業料実質負担額(※)+その他教育費10万円 (授業料負担が実質無償となる場合は10万円) ※各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額 ・私立のみ 24万円 (授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額) ○入学時増額奨学資金(無利子) 貸付限度額 ・国公立 5万円以内 ・私立 25万円以内 ○申請時期 ・予約募集(奨学資金・入学時増額奨学資金とも) 中学3年の9月上旬頃～で各中学校が定める期間 ・在学募集(奨学資金のみ) 4月中旬～5月上旬頃で各高校等が定める期間

記載の内容は、平成30年度予約募集・在学募集時のものです。
 平成31年度進学者の予約募集時は、所得基準等が変更になる予定です。

3 その他の奨学金等 貸付制度(主なもの)

名称及び問合せ先	資 格	貸 与 額 等
生活福祉資金貸付制度 教育支援資金 (教育支援費・就学支度費) (社福)大阪府社会福祉協議会 電話(06)6762-9474 http://www.osakafusyakyoo.or.jp/sikinbu/index.html ※申請は各区社会福祉協議会へ	① 大阪府内に居住していること(居住地と住民票が一致していること) ② 他から必要な資金の融資を受けることが困難な低所得世帯 (大阪府育英会等の貸付制度を優先して活用するが、すぐに活用できない場合の「つなぎ」として貸付を行います)	○教育支援費(月額)(無利子) 高校 …………… 35,000円以内 専修学校(高等課程) …………… 35,000円以内 高専 …………… 60,000円以内 ○就学支度費(無利子) …………… 500,000円以内 ※入学年度の4月末までに申込む必要があります。 ◎事前相談が必要
母子父子寡婦福祉資金貸付制度 (修学資金・就学支度資金) 大阪市こども青少年局 こども家庭課 電話(06)6208-8034 http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000068640.html ※詳細や問合せは 各区保健福祉センターへ	ひとり親家庭の母又は父、寡婦及びその扶養する子、父母のいない20歳未満の子 ※連帯保証人 大阪市または大阪市近郊に6か月以上居住し、独立した生計を営んでいるか相当の資産もしくは信用を有する者であること(詳しくはご相談ください) ※入学資金等を納付済の場合は、貸付対象とはならないので、ご注意ください。 ※大阪府育英会の奨学金等との併給は、原則としてできません。	○修学資金(月額)(無利子)自宅通学、一般分 高校 …………… 27,000(45,000)円以内 高専(1~3年) …………… 31,500(48,000)円以内 " (4,5年) …………… 67,500(79,500)円以内 ○就学支度資金(入学時のみ)(無利子) 高校 …………… 150,000(410,000)円以内 高専 …………… 370,000(580,000)円以内 ※金額は国公立、()内は私立 ◎大阪府育英会等との併用については、上限月額との差額の範囲内で、貸付が受けられる場合があります。 ◎必要かつ返済可能な範囲での貸付額となります。 ◎事前相談が必要
交通遺児育英奨学金 公益財団法人 交通遺児育英会 フリーダイヤル 0120-521286 http://www.kotsuiji.com	保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺症で働けないために、経済的に修学が困難な生徒・学生(申込時25歳までの人) [家計基準] 高校・高専の場合 保護者と子ども2人の3人世帯の収入・所得の目安は、世帯収入が780万円以下の方(給与以外の所得の方は360万円以下)	○奨学金(月額)(無利子) 高校・高専・専修学校高等課程 2万円、3万円、4万円から選択 ○入学一時金(無利子、1年生のみ) 高校・高専・専修学校高等課程 20万円、40万円、60万円から選択
あしなが奨学金 あしなが育英会 電話(03)3221-0888 http://www.ashinaga.org/	保護者等が、病気や災害(道路における交通事故を除く)もしくは自死(自殺)などで死亡したり、著しい後遺障害(1~5級)で働けないため、教育費に困っている家庭の生徒・学生	○奨学金(月額) 高校・高専 (貸与部分無利子) 国公立 … 45,000円(内:貸与2万5千円・給付2万円) 私立 …… 50,000円(内:貸与3万円・給付2万円) ○入学一時金(無利子貸与、予約採用者に限る) 私立のみ … 300,000円
日本政策金融公庫 (国の教育ローン) 日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話(0570)008656 https://www.jfc.go.jp/	保護者の世帯の年間収入(所得)が次の金額以下であること 子どもの数 給与所得者(事業所得者) 1人 …… 790万円(590万円) 2人 …… 890万円(680万円) 3人 …… 990万円(770万円) 4人以上 … コールセンターにお問い合わせください。 ※子どもの人数が2人以内で世帯の年間収入(所得)が上限額を超える場合でも、世帯の年間収入が990万円(770万円)以内の場合、申込対象になる場合があります。詳しくはコールセンターにお問い合わせください。	○生徒1名につき 350万円以内 ○貸付利率 年1.76%(平成30年4月現在) ○返済期間 15年以内(交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭または世帯年収200万円(所得122万円)以内の方については18年以内) ◎融資にあたっては審査があります。
ヒューファイナンスおおさか 高校入学準備資金融資 (一財)大阪府地域支援人権金融公社 http://www.hf-osaka.jp/	高校等に進学を予定している生徒・保護者で、市町村等の進路相談窓口の推薦を受けた方 ※大阪府育英会の入学時増額奨学資金の採用候補者で、貸付時期までのつなぎ資金について、他の貸付制度を利用することができない方 ※連帯保証人が必要 ◎直接の申し込みはできません。 P1奨学金等制度についての相談窓口にお問い合わせください。 ※大阪市外の居住者は、お住まいの市町村等の相談窓口へお問い合わせください。	○高校等 60万円以内 ○貸付利率 年1.76%(平成30年4月現在) 日本政策金融公庫の利率に準ずる ◎融資にあたっては審査があります。

◎大阪市教育局 奨学金等制度のホームページは、

①大阪市:トップページ ⇒ ②  暮らし ⇒ ③  教育 ⇒ ④高校 ⇒ ⑤主な奨学金等制度の概要について から
 もしくは、サイト内検索  でご覧いただけます。

〇公立高等学校の授業料等について

課程	入学検定料 (1)	入学科 (2)	授業料 (3)	学校諸費等 (4)
全日制	2,200 円	5,650 円	118,800 円 (月額9,900円)	学校・課程等で 異なります。
定時制	950 円	2,100 円	32,400 円 (月額2,700円)	
通信制	800 円	500 円	1単位あたり年額330円	

(1)入学検定料は、出願前に納付が必要です。

(2)入学科は、入学許可日（合格発表日）以降の学校が指定する日までに納付が必要です。

(3)(4)授業料と学校諸費は、3か月分ずつ年4期（4月、7月、10月、1月）に分けて納入します。

ただし、授業料については、次の高等学校等「就学支援金」の認定を受ければ無償となります。

〇国の「就学支援金」について

就学支援金は、次の要件にあてはまる生徒の授業料を、国が生徒に代わって負担する制度です。保護者等に現金が支給されるものではありません。また、返済の必要はありません。なお、就学支援金は授業料のみが対象です。

新入生は4月と7月の2回、2年生以降は毎年7月に手続きが必要です。申請書類や説明資料は、入学が決まった後に高等学校から配付されますので、学校が定める期限までに手続きしてください。

【資格要件】

①生徒が日本国内に住所を有し、高等学校等に在学していること（国立・公立・私立は問いません）

②保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計が507,000円未満であること

・父母ともに所得がある場合は、合計の額になります

・4月は前年度分の税額での判定、7月は当該年度分の税額で判定します

③高等学校等を卒業（修了）したことがないこと

④高等学校等に在学した期間が通算で36月（定時制・通信制は48月）を超えていないこと

【支援限度額（年額）】（平成30年度 全日制の場合）

～297,000円	2.5倍			
～237,600円		2倍		
～178,200円	私立高校等のみ加算		1.5倍	
～118,800円	公立高校の限度額			
年収めやす※	250万円未満	350万円未満	590万円未満	910万円未満
住民税所得割額合計	生活保護・0円	85,500円未満	257,500円未満	507,000円未満

※年収めやすは、夫婦のどちらか一方が働き、
高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の場合

〇大阪府の私立高等学校等の授業料無償化制度について

大阪府では、大阪の子どもたちが、中学校卒業時の進路選択段階で、国公立高校と同様に、大阪府内の私立の高校や高等専修学校等についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するため、国の「就学支援金」と併せて、私立高等学校等授業料支援補助金（以下「授業料支援補助金」）を交付することにより、私立高校等の授業料が無償となるよう支援しています。（入学金や、実費精算を行う教材費、修学旅行積立金などの授業料以外の納付金は支給対象外）

【資格要件】

・生徒及び保護者（親権者全員）が大阪府内に住所を有していること

・「私立高校生等就学支援推進校」として指定された大阪府内の私立高校等に10月1日に在学していること

・就学支援金を受給していること

・保護者の所得（親権者合算）が、所得要件を満たしていること

【留意事項】

・就学支援金、授業料支援補助金を受けるための手続きは、全て在学している私立高等学校等で行います

・両制度とも必要な手続きが終了したのち、在学している私立高校等に振り込まれます

・支援の対象となる場合でも、私立高校等への振込み前に納期が到来する授業料は、一旦納付する必要があります（授業料の納付が困難な場合は、在学する私立高校等にご相談ください）

【平成31（2019）年度以降入学生の概要】

道府県民税所得割額と 市町村民税所得割額の合計	年収のめやす	保護者の授業料負担年額		
		子ども1人の世帯	子ども2人の世帯 ※1	子ども3人以上の世帯 ※1
生活保護・0円～257,500円未満	590万円未満	無償	無償	無償
257,500円～418,500円未満	800万円未満	20万円 ※2	10万円 ※2	
418,500円～507,000円未満	910万円未満	481,200円 ※3 ※4	30万円 ※3	

※1 保護者に扶養されている子どもであること

19歳（高校生は除く）以上の場合は、大学・短大・高等専門学校・専修学校（専門課程）在学者に限りません
ただし、高等学校等卒業後、1年以内のいわゆる浪人生についても、予備校等の在学証明書や当該子に対する教育費負担にかかる親権者からの申し出に基づき、特例的に大学等の学生とみなします

※2 授業料にかかわらず負担額は変わりません

※3 授業料が60万円を超える学校の場合、その超えた額と上記負担額の合計額が負担額となります
（授業料が65万円の学校の場合→上記負担額+5万円）

※4 授業料が60万円未満の学校の場合、授業料から118,800円を引いた額が負担額となります
（授業料が58万円の学校の場合→保護者負担461,200円）

問合せ先 府民お問合せセンター（ピピっとライン） 電話 06-6910-8001 FAX 06-6910-8005

大阪府教育庁【公立】施設財務課就学支援金担当 電話 06-6941-0351（代表）
【私立】私学課高等学校等就学支援金担当